

## 令和6年能登半島地震に伴う修了証の再交付

### 手数料の減免措置について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、当協会が発行した防火管理講習修了証、又は、防災管理修了証を喪失、破損等した方は、当協会に連絡のうえ、「防火・防災管理講習修了証「再交付」申請書（FAX申請用）」を使って必要事項を記載するとともに、余白に「能登半島地震のため」とわかるように記載して、当協会にFAXにて申請してください。これに伴う手数料はいただきません。

令和6年1月12日  
一般財団法人日本防火・防災協会  
業務部